2025年4月17日

各　位

会 社 名　ニデック株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員　岸田　光哉
取 引 所　東証プライム（6594）
所 在 地　京都市南区久世殿城町338
問合せ先　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ部長　渡邉　啓太
電　　話　(075)935-6150

株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）の質問に対する回答書提出に関するお知らせ

当社は、2025年4月3日付「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年4月7日付「（訂正）「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」で訂正された事項を含みます。）でお知らせいたしましたとおり、2025年4月3日付の当社取締役会決議により、株式会社牧野フライス製作所（株式会社東京証券取引所プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）を当社の完全子会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、対象者の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付けにより取得することを決定し、2025年4月4日より本公開買付けを実施しております。

対象者が2025年4月11日付で提出した意見表明報告書において、当社に対する質問が記載されていたところ、当社は、本日付で、対質問回答報告書を提出し、対象者の質問に対して回答いたしましたので（当社の回答の内容につきましては、添付をご参照ください。）、その旨お知らせいたします。

以上

（添付）

公開買付者に対する質問への回答

ニデック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による株式会社牧野フライス製作所（以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、対象者が 2025 年４月 11 日付で提出した意見表明報告書別紙１「公開買付者に対する質問」に対して、下記のとおり回答いたします。本別紙回答記載の用語につきましては、別途定義されていない限り、公開買付者が 2025 年４月４日付で提出した公開買付届出書（2025 年４月 11 日付訂正公開買付届出書により訂正された事項を含みます。以下「本公開買付届出書」といいます。）において定義されたものと同一の意味を有します。

なお、法令上、対象者は、意見表明報告書を提出したときは、直ちに当該意見表明報告書の写しを公開買付者に送付しなければならず（法 27 条の 10 第９項）、公開買付者に対する質問が記載された意見表明報告書の写しの送付を受けた公開買付者は、送付を受けた日から５営業日以内に、当該質問に対する回答等を記載した対質問回答報告書を提出しなければならないと規定されております（法 27 の 10 第 11 項、令 13 条の２第２項）。対象者は 2025 年４月 11 日付で公開買付者に対する質問（以下「本質問」といいます。）が記載された意見表明報告書を提出したものの、対象者によるその写しの公開買付者への送付が遅れたため、本質問に対する回答期限は本来であれば 2025 年４月 22 日でありますが、公開買付者は、対質問回答報告書の制度趣旨に鑑み、意見表明報告書が提出された 2025 年４月 11 日から５営業日以内に回答すべく、回答期限に先んじて、本書提出日付で対象者からの質問に対して回答することといたしました。

また、下記の質問の中には、対象者又はその株主の皆様が、本取引が対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するかどうか、あるいは本公開買付けに応募すべきか否かをご判断される上で必要ではないと考えられる質問や既に公開買付者が回答し、その内容が公開買付届出書やプレスリリースによって公表されている質問が多数含まれておりますが、公開買付者としては、上記の点のご判断に必要と考えられる範囲で、最大限誠実かつ真摯に回答させていただきました。意見表明報告書によれば、対象者は、本公開買付けを通じた公開買付者による対象者の買収が、対象者の企業価値及び株主共同の利益の確保に資するとの「確信を抱くには至っていない」とのことであり、現時点で、本取引が対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものではないとの判断に至っているものではないと拝察いたしておりますが、対象者におかれましては、下記の回答も踏まえ、対象者及びその株主の皆様にとって最善な選択肢について、偏見をもつことなく、公平にご判断いただくことを、ここに強くお願い申し上げます。

第１　本公開買付けの開始日について

1　当社及び当社が 2025 年１月 10 日付けで設置した当社独立社外取締役４名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）は、本提案と競合する当社の完全子会社化を目的とした買収提案（以下「第三者提案」といいます。）に係る初期的な意向表明書（以下「第三者初期意向表明書」といい

ます。）を受領するまでに、公開買付者に対して、合計３回に亘り、公開買付者から本公開買付けに関して提供された情報が当社の株主の皆様によるインフォームド・ジャッジメントの機会を確保する観点から不十分な内容であることから、本公開買付けの開始を同年５月９日とするよう、繰り返し要望して参りました。

また、当社は、第三者初期意向表明書を受領した後にも、第三者初期意向表明書を受領したこと、第三者提案に係る法的拘束力のある最終的な意向表明書（以下「第三者最終意向表明書」といいます。）を受領するまでに時間を要し、本公開買付けの開始日までにこれを受領して公表することは困難であることを付記して同様の要請を致しました。

これらの要請は、経済産業省が 2023 年８月 31 日に公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」（以下「本指針」といいます。）において、株主の皆様が買収の是非や取引条件に関する正しい選択を行うために、対象会社の取締役会や特別委員会が代替案を検討・立案・実行したりするために必要な時間が確保されることや、株主の皆様に代替案に関する情報、さらには、買収提案と代替案を比較検討した結果の情報が提供されることが求められていると考えられることに基づきます。

公開買付者は、本公開買付届出書５頁で「本取引の全体にわたって、企業買収行動指針において公開買付者として要求されるプロセスを全て遵守していると考えており」と記載されていますが、上記の**本指針に基づく当社の延期要請を無視して、本公開買付届出書に本公開買付けの開始日を 2025 年４月４日としなければならない積極的な理由については全く記載することもなく（特に、中国の競争法上の手続については、公開買付者が 2024 年 12 月 27 日以降一貫して「４月初旬」の完了見込みと繰り返し述べてきたにも拘らず、下記第２記載のとおり、当該見込み時期から大幅に遅延する事態になっていますが、遅延の理由等に何ら触れることなく見通しを修正して）、本公開買付けを敢えて 2025 年４月４日に強行的に開始された理由をご教示ください**。

（公開買付者の回答）

公開買付者の対象者に対する 2025 年１月 31 日付「貴社から受領した質問状につきまして」（以下「本回答書（１）」といいます。）の「６．本意向表明書提出に至る経緯について」の（３）及び 2025 年２月 14 日付「貴社から受領した質問状（２）につきまして」（以下「本回答書（２）」といいます。）の「３．本公開買付けの開始日の延期について」の（１）、（２）において回答いたしましたとおり、本件においては、公開買付者による本取引に係る提案（以下「本提案」といいます。）がなされた日（2024 年 12 月 27 日）から本公開買付けが開始された日（2025 年４月４日）までの期間が「60 営業日」を超えて確保されており、当該期間に本公開買付けにおける公開買付期間を加算しますと、最短でも「合計 91 営業日」、そしてさらには相当の蓋然性をもって「101 営業日」もの期間が確保されております。

これは、対象者において、本提案が対象者の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという点について真摯に検討を進めていただくことを前提とすれば、対象者の本提案に係る検討期間として十二分な期間であると考えております。

さらに、近年（令和元年以降）に公開買付けに対する対抗提案が行われた事例（対抗提案者が先行する

公開買付けの公表後に対抗公開買付けの検討を開始したと考えられる事例）においては、当初の公開買付けが公表されてから概ね 30 営業日以内、最長でも 49 営業日以内に対抗提案が行われてきていることを踏まえれば、仮に対象者のいう第三者提案なるものが存在するとしても、本公開買付期間内に第三者提案を行うことは十分可能となっておりました。なお、直近の事例について申し上げると、公開買付者による本公開買付けの開始予定についての公表日よりも後に公開買付けの開始予定が公表された YAGEO Electronics Japan 合同会社による株式会社芝浦電子の株式に対する公開買付けの事例では、YAGEO Electronics Japan 合同会社による予告公表日から 43 営業日以内にミネベアミツミ株式会社による対抗的な公開買付けの予告とそれに対する賛同意見の表明が公表されております。

したがって、本公開買付けの開始日を 2025 年４月４日から延期する合理的な理由はなく、また合理的な理由なく本公開買付けの開始を延期することはかえって市場の混乱を招来すると考えられるため、本提案によって予告致しましたとおり、2025 年４月４日から本公開買付けを開始いたしました。

なお、対象者においては、第三者提案について具体性のある検討状況を何ら公表しておりません。対象者は、本対応方針を導入した目的は、対象者の株主の皆様及び対象者が本提案と第三者提案を比較検討した上で本提案の是非につき適切な判断をするために必要な期間を確保することであるとされていますが、対象者の株主の皆様による適切な判断の機会を確保するためには、第三者提案が、本提案と本当に比較検討するに値する程度の具体的かつ実現可能性のある提案であるか否かについての重要な情報を対象者は開示すべきであると考えております。例えば、①提案を行っている第三者は単独での買収と他者との共同での買収のいずれを企図しているのか、当該第三者の属性（事業会社かファンドか、国内か国外かなど）は何か、②対象者株式の全部買付けか、過半数のみの取得か、あるいはマイノリティ出資にとどまるのかなど、もし仮に第三者から具体的な提案が本当になされているのであれば、対象者の株主の皆様による適切な判断の機会を確保するためにも、その基本的かつ重要な情報は開示すべきであるし、既に与えられた期間に鑑みれば開示することも十分に可能であると考えております。

2　当社の再三の要請並びに、中国の競争法上の手続が予定どおり 2025 年５月 21 日までに完了しないリスク（下記**第２**参照）及び本公開買付けへの対応方針に基づく対抗措置の発動を受けるリスク（下記**第５**参照）がある中で、公開買付者の業務執行取締役らが敢えて４月４日に本公開買付けを開始しようとすることに対して、公開買付者の取締役会が本公開買付けの開始を承認した合理的な理由と、取締役会と意見を異にする社外取締役がいた場合は当該意見及び当該意見に対する公開買付者の業務執行取締役らの対応について、具体的にご教示ください。

（公開買付者の回答）

公開買付者の取締役会が 2025 年４月４日に本公開買付けを開始することを承認した理由は、本公開買付届出書４頁①に記載のとおりです。

また、公開買付者の取締役会と意見を異にする社外取締役はいません。

第２　本公開買付けに係る国内外の競争法及び外資規制上の手続について

1　本公開買付届出書４頁によれば、中国の競争法上の手続に関し、公開買付者は、中国の法律事務所から、本公開買付期間（本公開買付けにおける買付等の期間をいいます。）の末日までに当該手続に基づく審査期間（一次審査期間 30 日）が満了することが確実に見込まれる旨の意見を取得しているとのことです。また、本公開買付届出書 30 頁によれば、公開買付者は、中国の法律事務所から 2025 年４月 18 日までには受理されることが見込まれる旨の意見を入手しているとのことです。

この中国の競争法上の手続が完了する時期について、公開買付者が 2024 年 12 月 27 日に公表した「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本公開買付け予告プレス」といいます。）８頁及び 50 頁では「2025 年３月初旬」までに完了の見込みとされ、その後も、その見込みが「2025 年４月初旬」と変更された上で繰り返し公表されていた（その経緯については下記２で詳述）ほか、**本公開買付届出書でも、「事業が重複している部分が極めて限定的である」「市場シェアが極めて限定的である」などと主張されているにも拘らず、本日時点においてもなお手続が完了していないのはなぜなのかについて、説得的かつ具体的な理由をご教示ください**。

（公開買付者の回答）

中国国家市場監督管理総局の判断について、公開買付者は回答できる立場にはありません。

2　上記でも言及したとおり、中国の競争法上の手続については、**本公開買付け予告プレス８頁及び 50 頁においては、想定スケジュールとして「３月中旬」と記載されていました**。それが、公開買付者が 2025 年１月 22 日に公表した「当社の株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けに係る Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvement Act of 1976（1976 年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法）の手続完了について」（以下「米国競争法手続完了プレス」といいます。）では、**特に何らの説明もされることなく、「完了見込時期（予定）」が「４月初旬」と変更され**、そのまま、**公開買付者が 2025 年４月３日に公表した「当社の株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けに係るフランス通貨金融法典（外資規制）の手続完了について」**（以下「フランス外資規制手続完了プレス」といいます。）**に至っても、「完了見込時期（予定）」は「４月初旬」と記載**されていました。

にも拘らず、**フランス外資規制手続完了プレスと同日のわずか数時間後に開示された「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」**（以下「公開買付け開始決定プレス」といいます。）**では、突如として**、「中国の競争法上の手続については、同日〔注：４月３日〕現在においては中国国家市場監督管理総局に対する事前届出は受理されていないものの、中国の法律事務所から・・・本公開買付けについては中国の競争法の下での競争上の懸念は非常に小さいと考えられるため、本公開買付期間の末日までに当該手続に基づく審査期間（一次審査期間 30 日）が満了することが確実に見込まれる旨の意見を入手していることから、本公開買付期間の末日までに本公開買付けによる対象者株式の取得を実行することが可能になることが合理的に見込まれると判断しました」〔傍点は当社〕と記載されるに至り、**手続の完了見込み時期が「本公開買付期間の末日まで」、すなわち、**

「2025 年５月 21 日」に修正されています。

さらに、本公開買付届出書 30 頁によれば、公開買付者は、本公開買付けを開始した 2025 年４月４日時点で本公開買付けに関する中国の競争法上の手続が完了しておらず、「中国国家市場監督管理総局が正式に届出を受理する前に、担当官は当該届出の完全性につき確認します。届出が完全性を有するものとして受理され次第、中国国家市場監督管理総局は、当該届出が受理された日から 30 日の審査期間内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査（以下「詳細審査」といいます。）を行うかの決定を行います。中国国家市場監督管理総局が詳細審査を行う旨を決定した場合は、その日から 90 日以内の審査期間（但し、当該審査期間は最長 60 日延長される場合があります。）内に中国国家市場監督管理総局が本株式取得を承認したとき、公開買付者は本株式取得を行うことができます。本株式取得についての事前届出は、2025 年１月９日（現地時間）付で中国国家市場監督管理総局に提出されたものの、本書提出日現在において事前届出は受理されておりませんが、中国の法律事務所から 2025 年４月 18 日までには受理されることが見込まれる旨の意見を入手しております」と記載されており、2025 年４月 18 日までに事前届出が受理されれば、詳細審査に移行しない限り、それから 30 日以内（2025 年５月 18 日まで）に株式取得の承認がなされるものの、詳細審査に移行すれば、当該移行決定の日から 90 日以内（さらに 60 日間の延長可能性あり）の審査期間内に株式取得の承認がなされることになる旨が明らかにされています（つまり、詳細審査への移行決定が仮に 2025 年５月 16 日（金曜日）であるとすると、株式取得の承認は、審査期間が 90 日間の場合には同年８月 14 日、150 日間の場合には同年 10 月 13 日となります。）。

他方で、公開買付者は、中国以外の国内外の競争法及び外資規制に基づく手続については、2025 年１月 22 日付けの米国競争法手続完了プレスから同年４月４日付けのフランス外資規制手続完了プレスに至るまで一貫して、手続が完了する度にプレスリリースを逐次行っていました。しかしながら、中国の競争法に基づく手続については、同年２月中旬ないし３月初旬までに「事前届出」が「受理」されていない時点で、公開買付者が「完了見込時期（予定)」として公表していた「３月中旬」ないし「４月初旬」までに「一次審査期間 30 日」が満了しない可能性が高まっていたのではないかと考えられますが、公開買付者からは、何らプレスリリース等による説明はなく、2025 年３月４日の当社との面談でも、一切説明はありませんでした。

公開買付者は、本公開買付け予告プレスにおいて、国内外の競争法及び外資規制に基づく手続について「国内外の法律事務所を起用して入念に精査した」〔傍点は当社〕と説明していたにも拘らず、上記のとおり、中国の競争法上の手続の完了見込時期に関して、その理由や経緯等に関して何ら株主に対して説明することなく、開示内容を変遷させており、しかも、見込みが変更になることが判明しても適時の開示を敢えて避けてきたことが推察される等、情報開示の信頼性に疑義を抱かざるを得ないものであって、非常に問題があるといわざるを得ません。このように、当社の株主の皆様及び市場に対して問題のある開示を行った理由につき、説得的な理由をご教示ください。そして、現時点では、公開買付者として、詳細審査に移行する可能性はないと見込んでいるのか、また、一体いつ中国での競争法上の手続が完了すると見込んでいるのかにつき、それぞれ具体的にご教示ください。

（公開買付者の回答）

本公開買付届出書４頁①に記載のとおりです。

3　上記のとおり、公開買付者は、中国の競争法に基づく手続の完了見込時期について、何ら株主に対する説明なく、開示内容を変遷させていますが、本公開買付け予告プレスにおいて「国内外の法律事務所を起用して入念に精査した」〔傍点は当社。以下同じ〕とする一方で、本公開買付届出書でも「中国の法律事務所」の「意見」を繰り返し引用しています。

そして、本公開買付届出書における中国の競争法に基づく手続の完了見込時期についての記載は、この「中国の法律事務所」の「意見」に完全に依拠したものであることが窺われますが、本公開買付届出書では、「競争法及び外資規制上の手続・・・の実施において、Freshfields LLP 及び Davis Polk & Wardwell LLP からの法的助言を受けております」と、英国及び米国の法律事務所の名称は明記されているにも拘らず、「中国の法律事務所」についてはなぜかその名称が秘匿されています。

以上のとおり、**本公開買付届出書における、中国の競争法に基づく手続の完了時期の見込みが信頼性を有するものかは、「中国の法律事務所」の「意見」の内容次第と考えられる**ため、**当該「意見」を述べた「中国の法律事務所」の名称及び関与弁護士の氏名並びに当該事務所及び当該弁護士の競争法分野における実績をご開示いただくとともに、当該意見の全文をご開示ください**。また、本公開買付け予告プレスにおいて「入念に精査」をさせたという中国の法律事務所は、**(i)上記の「中国の法律事務所」と同一なのか、(ii)仮に同一なのであれば、なぜ中国の競争法に基づく手続の完了時期の見込みが変遷しているのか、(iii)もし異なるのであれば、なぜ、案件の途中で別の法律事務所を起用することになったのか**につき、それぞれ具体的にご説明ください。

（公開買付者の回答）

公開買付者は、方達法律事務所（韓亮 弁護士）、天地和律師事務所（John Yong REN 弁護士）及び金杜法律事務所（宁宣凤 弁護士）から上記の意見を入手しております。これらの法律事務所は、いずれも中国における競争法実務につき豊富な実績を有しております。

なお、各法律事務所に対して負う守秘義務があるため、意見の全文開示等は差し控えますが、意見の概要は本公開買付届出書４頁に記載のとおりです。

4　本公開買付け予告プレス２頁では、公開買付者は、本公開買付けの開始時期について、「対象者やその株主の皆様の本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討期間を確保することを意図し、当該期間としては２ヶ月間以上の期間を確保することが望ましいと判断したため、**本許認可手続・・・の完了予定時期の見込み（2025 年４月初旬）も踏まえ、2025 年４月４日に本公開買付けを開始することを想定しております**」〔下線・強調は当社〕と述べているにも拘らず、上記のとおり、本公開買付けを開始した 2025 年４月４日時点では本公開買付けに関する中国の競争法上の手続が完了していません。

そうであれば、上記のとおり、（仮に中国の競争法上の手続が詳細審査に移行しなかった場合ですら）**株式取得の承認が最大で 2025 年５月 18 日（乃至５月 21 日）までずれ込むことがあり得るのであれば、当社が要望していた本公開買付けの開始時期を同年５月９日まで延期することには全く差支えがなく、むしろ、中国の競争法上の手続が完了しないままに本公開買付けを開始しても、当該手続が完了しない限り、本公開買付けに応募した当社の株主は、買付代金の決済が受けられないこととなるため、当社の株主の皆様の混乱を避けるためにも、同年５月９日以降の適切な日まで本公開買付けの開始を延期する方が適切ではなかったかと思われます**が、この点についての公開買付者の見解を、具体的にご教示ください。

この点に関連して、公開買付者は、代表取締役グローバルグループ代表（取締役会議長）である永守重信氏（以下「永守代表」といいます。）が、ホワイトナイトが出てくるのを回避するためであったかのようなご発言をされる等、2025 年４月４日に本公開買付けの開始を強行することで、第三者最終意向表明書の受領前に本公開買付けを完了させせようとする強いおそれがあることは、当社が従前から指摘してきたところですが（詳細は、当社の本対応方針プレス（下記**第４**で定義されます。）の９～11 頁をご参照ください。）、**上記のように、本公開買付けを 2025 年４月４日に強行的に開始されたことについて、競合提案がなされる可能性を封じ込める意図が全くないと明確に否定できるのかにつき、イエスかノーかで明確にお答えください**。

（公開買付者の回答）

上記第１において回答いたしましたとおり、公開買付者の取締役会は、本許認可等手続が本公開買付期間の末日までに完了し、本公開買付けによる対象者株式の取得を実行することが可能になることが合理的に見込まれると判断しており、その上で、合理的な理由なく本公開買付けの開始を延期することは市場の混乱を招来すると考えられるため、本提案によって予告致しましたとおり、2025 年４月４日から本公開買付けを開始いたしました。

また、公開買付者の 2025 年２月５日付「貴社取締役会から受領した要請書につきまして」及び本回答書（１）の「６．本意向表明書提出に至る経緯について」の（７）、（８）において回答いたしましたとおり、公開買付者の代表取締役会長である永守重信の発言に、他の事業会社が競合提案を出すことを委縮させる意図等全くありません。

５　公開買付者は、**米国の外資規制（対米外国投資委員会（CFIUS）規制）に基づく手続に関して、公開買付け開始決定プレス開示の数時間前に公表されたフランス外資規制手続完了プレスに至るまで、一貫して、未完了のステータスと公表していました**が、本公開買付届出書 30 頁では、2025 年２月 21 日に待機期間が終了し、同年２月 22 日をもって株式取得を実行できることを確認した旨記載しています。

米国の外資規制に基づく手続について、同年２月 21 日には完了していたにも拘らず、その旨を１か月半にわたって開示されずにいた合理的な理由を具体的にご教示ください。

（公開買付者の回答）

本公開買付届出書 30 頁⑥に記載のとおり、米国の外資規制上、本公開買付けによる対象者株式の取得は既に実行可能な状態となっております。

第３　本公開買付けの買付価格について

報道によれば、公開買付者の荒木隆光専務執行役員・最高 M&A 責任者（以下「荒木専務」といいます。）は、本公開買付けの開始に関する 2025 年４月４日の記者会見において、本公開買付けにおける 11,000 円という買付価格が「必要かつ十分」であることを強調されていたとのことです。

以上も踏まえ、本公開買付けにおける 11,000 円という買付価格は、いわゆる「best and final offer」、すなわち、貴社が支払うことができる最大の価格であり、それを超える価格では当社を買収しないものと理解してよいか、ご教示いただけますと幸いです。

（公開買付者の回答）

公開買付者の 2025 年２月 27 日付「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）の「ニデック株式会社による『当社意向表明書公表後の経緯及び当社見解のご報告』と題するプレスリリースに関する当社見解について」に関するお願い」及び公開買付者の対象者に対する 2025 年３月 17 日付「貴社から受領した質問状（３）につきまして」（以下「本回答書（３）」といいます。）の「４．その他」の（２）において回答したとおりです。

第４　本公開買付けの買付予定株式数の下限について

当社及び本特別委員会は、公開買付者に対し、上記第１に記載の合計４回に亘る本公開買付け延期要請を行った際に、併せて、本公開買付けの買付予定株式数の下限を当社の総議決権数の 50%に相当する数とすると当社の株主の皆様を相当程度の強圧性に晒すおそれがあることから、下限を３分の２に引き上げることも要請して参りました。

また、当社が 2025 年３月 19 日に開示したプレスリリース「ニデック株式会社による当社株式に係る公開買付け（予告）につき、第三者提案の具体化・検討のために必要な時間を確保することのみを目的とする、当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ」（以下「本対応方針プレス」といいます。）においても、公開買付者が、買付予定株式数の下限を当社の総議決権数の 50%に相当する数に設定して本公開買付けを実施した場合には、下記の理由から相当程度の強圧性が生じる旨公表致しました。

① 買付予定株式数の下限を当社の総議決権数の 50%に相当する数に設定すれば、本公開買付けは成立する一方で、公開買付者の保有議決権数が当社の総株主の議決権の３分の２を下回る結果、本公開買付け後のスクイーズ・アウトのための議案が当社株主総会において可決されずに完全子会社化が実現されず、当社の株主の皆様が少数株主として取り残される可能性が存する。

②国内パッシブ・インデックス運用ファンドや、当社関係者（公益財団法人工作機械技術振興財団及び当社役員）、当社の株式持ち合い先（以下、総称して「国内パッシブファンド等」といいます。）が（本公開買付けに応募しない前提で）スクイーズ・アウトに係る議案に賛成すると見込まれる合理的な根拠が述べられていない。

③当社の大株主のうち、公益財団法人工作機械技術振興財団（保有割合約 3.77%）及び創業家一族３名（保有割合は合計約 4.1%）が、本公開買付けに応募せず、スクイーズ・アウトに係る議案に反対する旨の書簡を金融庁に対して提出しており、保有割合にして少なくとも合計約８％の当社株主は本公開買付けに応募せず、スクイーズ・アウトに係る議案に反対する予定であることが判明している。

④株式会社アイ・アール ジャパンによれば、公開買付けの条件等によっては公開買付けに応募する国内パッシブ機関投資家も一定数存在することが判明している。

⑤本公開買付けの買付期間に追加応募期間が設定されていたとしても、当社の総議決権の 50%に相当する数の株式の応募があれば本公開買付けが成立することに変わりないため、強圧性は解消されない。

⑥公開買付者が、本公開買付け後にスクイーズ・アウトに係る議案が可決されなかった場合には、本公開買付価格と同額で当社株式の追加取得（以下「本追加取得」といいます。）を行う予定である旨を公表しているとしても、これはあくまで「予定」であって「誓約」ではなく、本追加取得の時期が不明確な場合には、「貨幣の時間的価値」を勘案すれば、本追加取得の予定を公表しても強圧性は解消されない。

1　以上のとおり、当社は、再三再四に亘り、本公開買付けの買付予定株式数の下限を 50%とし、その他の買付条件も本公開買付け予告プレスに記載のままとすれば、当社の株主の皆様を相当程度の強圧性に晒すことになる旨を警告して参りました。そうであるにも拘らず、本公開買付届出書３頁に「2024 年 12 月 27 日付プレスリリースの公表後、公開買付者が、・・・市場取引により対象者株式 100 株を取得したこと及び対象者の自己株式数が変動したことに伴い、買付予定数に変更が生じたことを除き、本公開買付けに係る買付条件については、2024 年 12 月 27 日付プレスリリースにおいて公表しました内容から変更はございません」と記載されているとおり、買付条件を再考することなく、本公開買付けの買付予定株式数の下限を、当社の総議決権数の 50%に相当する数に設定した理由を具体的にご教示ください。

（公開買付者の回答）

本公開買付届出書６頁１行目乃至 10 頁 28 行目まで、本回答書（１）の「７．本公開買付けの下限設定及びスクイーズ・アウトの方針について」、本回答書（２）の「４．本公開買付けの下限及びスクイーズ・アウトの方針について」及び本回答書（３）の「４．その他」の（３）において記載・回答したとおりです。

2　本公開買付届出書７頁には、本公開買付け予告プレスと同様に、株式持ち合い先を含む国内パッシブファンド等が、（本公開買付けに応募しない前提で）株式併合に係る議案（スクイーズ・アウト議案）に対

して「賛成の議決権を行使すると見込まれる」と記載されています。しかしながら、公開買付者は、株式会社 TAKISAWA（以下「TAKISAWA」といいます。）に対する同意なき公開買付けの事案（本公開買付けの場合と同様に、その公開買付けの買付予定株式数の下限は 50％とされています。）に係る 2023 年９月 14 日付け公開買付届出書（以下「TAKISAWA 公開買付届出書」といいます。）では、本公開買付けの場合と同様に、三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）から助言を受けている旨を記載しているにも拘らず、いわゆる株式の持ち合い先は「本公開買付けが成立して本臨時株主総会に移行した場合に、当該株主総会における本株式併合議案への特別決議への賛成票を投じると見込まれる株主」には含まれていません。このように、本公開買付届出書７頁の記載は、公開買付者が約１年半前に提出した TAKISAWA 公開買付届出書と明らかに整合しておりません。この点は、当社が本対応方針プレスの 15～16 頁においても明確に指摘していたところです。

しかも、本公開買付届出書７頁で、公開買付者が、「本株式併合に係る議案への賛成の議決権行使が見込まれる対象者株式数の水準は約 70.30％」としているのは、本公開買付けに 50％の応募があったことを前提に、それに国内パッシブ機関投資家（公開買付者による推計で所有割合約 13.05％）及び株式持ち合い先（同所有割合約 7.25％）を加算した結果であると解されるところ、上記のとおり、TAKISAWA 公開買付届出書ではスクイーズ・アウト議案への賛成票を投じると見込まれていなかった「株式持ち合い先」の株式保有分を差し引くと、「本株式併合に係る議案への賛成の議決権行使が見込まれる対象者株式数の水準」は「約 63.05％（即ち、50％＋約 13.05％）」となってしまい、本公開買付届出書の記載とは異なり、「本株式併合に係る議案の決議成立に必要な株式数の水準（３分の２）」を割り込むこととなります。

さらに、公開買付者は、TAKISAWA 公開買付届出書では、金融機関の持ち合い株主を、公開買付けに応募する可能性のある株主として、公開買付け後の株主総会で賛成の議決権を行使することが見込まれる株主からは除外していたにも拘らず、本公開買付届出書においては、一転して、本公開買付けへの応募は不確実であるが、公開買付後の株主総会で賛成票を投じると見込まれる株主に区分し直しています。そして、当社がその一貫性の欠如について、2025 年１月 28 日付けの質問状を通じて理由を尋ねたところ、公開買付者は、TAKISAWA 公開買付届出書における金融機関の持ち合い株主は、本公開買付届出書とは異なり、「名簿管理人グループであるといった関係性がない場合」に相当するとして、金融機関の持ち合い株主の公開買付けへの応募可能性が、通常の借入関係のある金融機関と株主名簿管理人の取引関係のある金融機関とでは異なるという甚だ不可解な回答を行い、対象となった金融グループに確認を取ることもないまま、これを「客観的な事情に基づくものである」と強弁しておりました。

以上を踏まえると、仮に、本公開買付けの場合と同様に三田証券からの助言・分析を受けている TAKISAWA 公開買付届出書と同様の前提を置いた場合には、本公開買付届出書７頁の記載とは逆に、「本株式併合に係る議案の決議成立に必要な株式数の水準（３分の２）」は確保できないこととなるのであって、公開買付者は、本公開買付けについては、スクイーズ・アウト議案の成立可能性を意図的かつ恣意的に高く装ったものであるといわざるを得ません（言い換えれば、公開買付者が、上記の株式持ち合い先（同所有割合約 7.25％）の計算において、TAKISAWA 公開買付届出書とは異なる考え方を採用することによって、「本株式併合に係る議案の決議成立に必要な株式数の水準（３分の２）」を恣意的に引き下

げようとしていることは明らかです。)。さらに言えば、金融機関の持ち合い株主についての公開買付者による恣意的な解釈は、金融庁が、2024 年６月７日付けで公表した「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」において、有価証券報告書における政策保有株式の開示に関して「保有目的について、純投資目的への変更についてはその理由の開示が求められていないことから、実態が不透明となっている」との指摘を行った上で、上場企業に対してより客観性の高い開示を促すべく、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を行った取り組みにも逆行するものではないかとも言えます。

以上を総合的に鑑みると、当社としては、このような本公開買付届出書７頁における記載は、**金融庁の「公開買付けの開示に関する留意事項について（公開買付開示ガイドライン）」において「総株主の議決権の３分の２を下回るおそれがある買付予定数の下限を設定する場合」に求められている「当該買付予定数の下限が買付け等の目的の達成のために必要かつ適当と考えた理由」としても明らかに不適切であり、「誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている」（金融商品取引法 27 条の８第４項２号、同 27 条の 20 第２号）ものとして、いわゆる虚偽記載に該当することになる疑いすら完全には否定できない**のではないかと考えております。

つきましては、TAKISAWA 公開買付届出書では（「金融機関の持ち合い株主」を含む）「株式持ち合い先」はスクイーズ・アウト議案への賛成票を投じると見込んでいなかったにも拘らず、本公開買付届出書では賛成票を投じると見込んだ理由（TAKISAWA 公開買付届出書と本公開買付届出書とで判断が異なる理由）、及び上記の本公開買付届出書７頁における記載を任意に訂正される予定があるかにつき、それぞれ具体的にご教示ください。

（公開買付者の回答）

公開買付者の本特別委員会に対する 2025 年１月 27 日付「貴委員会から受領した再要望書につきまして」の「２．本公開買付けにおける買付予定株式数について」、本回答書（１）の「７．本公開買付けの下限設定及びスクイーズ・アウトの方針について」の（６）、本回答書（２）の「４．本公開買付けの下限及びスクイーズ・アウトの方針について」の（６）、本回答書（３）の「４．その他」の（３）において回答したとおりです。

公開買付者としては、買付予定数の下限が本公開買付けの目的の達成のために必要かつ適当と考えた理由については本公開買付届出書に十分記載していると考えておりますので、本公開買付届出書７頁における記載を訂正する予定はありません。

3　上記の第４柱書の④記載のとおり、公開買付けの条件等によっては公開買付けに応募する国内パッシブ機関投資家も一定数存在するにも拘らず、本公開買付届出書７頁では、国内パッシブファンドが、（本公開買付けに応募しない前提で）株式併合に係る議案（スクイーズ・アウト議案）に対して「賛成の議決権を行使すると見込まれる」と記載されており、当社としては、やはり、公開買付者が、本件におけるスクイーズ・アウト議案の成立可能性を、意図的に高く装っている可能性が否定できないと考えております。

つきましては、国内パッシブファンドが、株式併合に係る議案（スクイーズ・アウト議案）に対して「賛成の議決権を行使すると見込まれる」と判断された理由を具体的にご教示ください。

（公開買付者の回答）

株式会社アイ・アール ジャパンによる報告の具体的な内容、その根拠及び理由等が明らかでない以上、対象者の上記見解を前提とした回答はいたしかねますが、国内パッシブファンドが、株式併合に係る議案（スクイーズ・アウト議案）に対して「賛成の議決権を行使すると見込まれる」と公開買付者が判断した理由については本公開買付届出書７頁及び８頁に記載のとおりです。

４　本公開買付届出書９頁には、スクイーズ・アウトの手法として株式併合を選択した案件において、「公開買付け成立後の株式併合議案（スクイーズアウト議案）に係る公開買付主体以外の株主の議決権行使比率は、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下すると考えられる」と記載されていますが、この点については、当社が、既に本対応方針プレス 16 頁において、通常、スクイーズ・アウト議案を諮る株主総会の時点では公開買付者が議決権の３分の２以上を保有していて株式併合議案が可決されることが明らかであるため、公開買付者以外の株主がわざわざ議決権行使をしないことを前提とした検討結果に過ぎず、公開買付けの下限が総株主の議決権の３分の２以上とされておらず、スクイーズ・アウト議案の可決・成立が保証されていない本提案との関係では、上記論拠は妥当しない旨を指摘しているところです。

かかる当社の指摘にも拘らず、本公開買付届出書において、買付予定株式数の下限を 50％としたまま、「公開買付け成立後の株式併合議案（スクイーズアウト議案）に係る公開買付主体以外の株主の議決権行使比率は、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下すると考えられる」と判断された理由をご教示ください。

（公開買付者の回答）

本公開買付届出書７頁 33 行目乃至 42 行目に記載のとおり、公開買付者は、三田証券株式会社から、仮に本臨時株主総会における議決権の行使率が 100％であった場合でも、特別決議の可決要件である３分の２を超えると見込まれるとの見解を得ております。

第５　当社が導入した本公開買付けへの対応方針について

報道によれば、公開買付者の荒木専務は、本公開買付けの開始に関する 2025 年４月４日の記者会見において、当社が 2025 年３月 19 日付けで導入した本公開買付けへの対応方針（以下「本対応方針」といいます。）について、「いわゆる有事買収防衛策」「われわれが TOB を撤退した場合、株価は元の価格に戻っていき、株主はわれわれの提案価格で売却できた機会を失ってしまう」「条件を満たさなかった場合、新株予約権を発行して希釈化し、ニデックを排除するという、明らかなポイズンピルだ」「株主にとって大変な損失になる可

能性がある」と主張されたとのことです。

しかし、そもそも当社の一般株主の皆様が本対応方針に基づく対抗措置の発動によって経済的不利益を受けることはあり得ませんし、本対応方針は公開買付者以外の第三者からの競合提案の具体化のために合理的に必要な時間を確保することを目的とするものであって、本公開買付けよりも株主にとって実質的に有利な条件を引き出すための施策なので、「当社の」株主の皆様には利益こそあれ損失になるようなことは想定されません。

加えて、本対応方針プレスの１頁に明記しておりますとおり、①公開買付者が実際に 2025 年５月９日以降に本公開買付けを開始した場合、又は②本公開買付けの開始前に、当社が、公開買付者以外の第三者から、本提案よりも実質的に有利な条件と合理的に判断される第三者最終意向表明書を受領したことを確認した場合には、本対応方針は直ちに廃止されることになっており、要は、公開買付者は、2025 年５月９日まで、又は、それよりも前に当社が第三者最終意向表明書を受領したことを確認した場合にはその時点まで、最大で約１か月ほど公開買付けの開始を遅らせさえすれば、「TOB を撤退」する必要はなく、「排除」されることもありません。

このように、本対応方針は、（仮に対象会社及びその株主に検討の時間を与えたとしても、）買収提案の内容について実質的な否定的評価を下して事前に「排除」する余地を認める従来の一般的な有事導入型買収防衛策（いわゆるポイズンピル）とは大きく異なっており、いわばマーケット・チェックに必要な時間を確保することだけが目的であって、株主共同の利益の確保に資するものです。

以上に鑑みれば、「株主にとって大変な損失」を与えているのは、むしろ本公開買付けの開始を５月９日以降に延期することなく、４月４日に強行された公開買付者ではないかと考えられますが、何をもって「株主にとって大変な損失」と主張されているのか、本対応方針の内容を正確に把握した上で、具体的にご説明いただけますと幸いです。

（公開買付者の回答）

本公開買付届出書 17 頁 39 行目乃至 44 行目に記載のとおり、対象者やその株主の皆様の本取引に係る検討期間等に関する考え方について、公開買付者と対象者との間で大きな相違があることなどを踏まえると、本対応方針が導入されたことは公開買付けの開始日を延期すべき合理的な理由にはならず、合理的な理由なく本公開買付けの開始を延期することは市場の混乱を招来すると考えられることから、そもそも本公開買付けの開始時期を遅らせるべきであることを前提とした対象者の質問には回答いたしかねます。

第６　質問状（３）について

本公開買付届出書 16 頁記載の当社が公開買付者に対して送付した質問状（以下「第３次質問状」といいます。）に記載の質問のうち、公開買付者から十分なご回答が得られておらず、本公開買付けが当社の企業価値を向上させるか否か判断するために特に重要と考えられる以下の質問（本公開買付届出書の内容に応じて質問

状記載の内容から一部調整しています。また、一部の質問については、関連する質問を付加しています。）について、それぞれご回答ください。

1　本公開買付けの公開買付価格を当社普通株式１株につき 11,000 円と決定するに際して公開買付者が想定された、本提案が実現することによって①公開買付者において生じるシナジー、並びに、②(i)当社において生じるシナジーの定量的な結果、当社における(ii)売上高、(iii)売上高成長率、(iv)営業利益の額、(v)営業利益率、(vi)ROE、(vii)設備投資（資本的支出）、(viii)研究開発投資の金額、(ix)フリー・キャッシュ・フローの金額及び(x)配当金額等を、概数で差支えございませんので、ご教示ください。

（公開買付者の回答）

本回答書（３）の「１．本提案において想定されている当社におけるシナジー関連等」の（１）において回答したとおりです。繰り返しになりますが、本公開買付価格は、対象者の株主の皆様が市場価格を基にどの程度の上乗せをすれば本公開買付けにご応募いただける十分なプレミアムと評価していただけるかという観点から定められたものです。本公開買付価格は、対象者が公開買付者のグループ入りすることを前提としたシナジーや、対象者の次年度以降の計画を試算して算出・決定したものではありません。

なお、本取引により、対象者が公開買付者グループに入っていただくことで創出されるシナジーにつきましては、公開に馴染まない情報もありますので、その旨を含めて、2025 年１月 17 日付で公開買付者及び本特別委員会との間で実施した面談、及び、2025 年３月４日付で公開買付者及び対象者の経営メンバーの一部との間で実施した面談（以下「第２回面談」といいます。）において、対象者に対して、ご説明させていただきました。なお、シナジーとは、両社が協働して創出するものであり、本取引後に精緻化していく予定です。

繰り返しになりますが、公開買付者は、現時点で、対象者の次年度以降の計画を策定しておりません。第２回面談でもご説明申し上げましたとおり、本取引の成立後、しっかりと対象者とお話をし、現状をきちんと認識した上で、次年度以降の事業計画案を、現実的な観点から共に策定させていただきたく存じます。

2　公開買付価格に関して、当社は、第３次質問状において、公開買付者が買付価格を決定するに際して想定していたシナジーの定量分析の結果を質問したところ、<u>公開買付者は、「現時点で、貴社の次年度以降の計画を策定しておりません」「今回のご提案価格は貴社の次年度以降の計画に基づいて算出・決定したものではありません」と回答し、シナジーの定量分析は行っていないとのことでした</u>。

しかるに、<u>そのようなシナジーの定量分析を行っていないにも拘らず、上記第３にも記載のとおり、本公開買付けにおける 11,000 円という買付価格が必要かつ十分であることを強調しておられる理由を、具体的にご教示ください</u>。

（公開買付者の回答）

本回答書（３）の「１．本提案において想定されている当社におけるシナジー関連等」の（１）及び本公開届出書４頁 26 行目乃至 44 行目、25 頁「算定の基礎」及び「算定の経緯」において回答・記載したとおりです。

３(1)　公開買付者が想定されるスタンドアロンを前提とした当社における(ii)売上高、(iii)売上高成長率、(iv)営業利益の額、(v)営業利益率、(vi)ROE、(vii)設備投資（資本的支出)、(viii)研究開発投資の金額、(ix)フリー・キャッシュ・フローの金額等を、概数で差支えございませんのでご教示下さい。

(2)　当社が 2025 年２月 12 日付けで公表した新事業計画「企業価値向上に向けて」と、本提案の実現後に当社において生じるシナジーの定量的な結果を比較した結果、本提案が、当社の新事業計画よりも当社の企業価値の向上により資するとお考えになられている理由をご教示ください。

（公開買付者の回答）

（１）及び（２）のいずれについても、本回答書（３）の「１．本提案において想定されている当社におけるシナジー関連等」の（２）において回答したとおりです。

４　ニデックマシンツール株式会社（以下「ニデックマシンツール」といいます。)、ニデックオーケーケー株式会社（以下「ニデックオーケーケー」といいます。)、 PAMA S.p.A.、及び TAKISAWA の各社において、公開買付者による買収前に取引関係があり、かつ、公開買付者グループの競合である取引先のうち、買収後も取引が継続している取引先の割合（買収前の公開買付者グループの競合である取引先のうち、何％の会社が現在も取引を継続しているのか）及び公開買付者による買収前の取引金額と現在の取引金額との比較（買収前の取引金額と比較して何％か）を、概数で差支えございませんので、ご教示ください。

（公開買付者の回答）

公開買付者は、第２回面談において、非公開情報・機微情報も交えて、上記４社が公開買付者のグループ入りした際に実際に起こった事例について、対象者に対して、詳しくご説明申し上げました。公開買付者のグループ入りした後に、上記４社の経営を揺るがすようなディスシナジーが発生していないことも繰り返しご説明申し上げております。対象者が未だ公開買付者のグループ入りしていない現時点において、公開買付者として、公表を前提として書面で回答できる情報とそうでない情報があることは、同じ上場会社である対象者にも十分にご理解いただけるものと存じます。本質問との関係で申し上げますと、対象者のニーズとそれに対して公開買付者が提供することができるものをすり合わせながら、双方が誠実に協議していくことが必要であると考えておりますが、残念ながら、上記のとおり情報管理の観点から書面でのやり取りでは難しく、面談等の場で、対象者のご懸念について詳細にお話を聞かせていただいた上で、対象者の企業価値向上に資するようなお話をさせていただくことが、双方にとってより

有益であると考えております。ご検討の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、対象者は、年間総売上の 10%に当たるお客様から取引を継続できないとのコメントを受けているとのことですが、対象者の製品に代わる製品が簡単に見つかり、本当に売上が 10%落ち込む事態を懸念されているのか、あるいは実際には売上の 10%を失うことまでは想定しておられないのかについては明らかではないものの、公開買付者としては、対象者は簡単に顧客を失うことのない高品質な機械・サービスを提供されていると考えておりますので、具体的な対象者のリスクの予想についてシェアいただければ、更に有益な議論を行うことができると考えております。また、2025 年４月 17 日付の日本経済新聞によれば、対象者取締役社長の宮崎正太郎氏は「「ニデック傘下の工作機械メーカーの製品は安く、価格重視の顧客が中心」として、製品価格が高い牧野フライスとは顧客層が異なり、相乗効果は乏しいとの見解を示した。」と発言されたとのことですが、同氏は誤ったご認識をされています。対象者においても、高付加価値な金型市場以外にも、自動車部品の生産ラインや一般加工部品であるボリュームゾーンでもリーズナブルな価格の製品を販売されていることは周知の事実です。一方、公開買付者においても、価格重視の顧客が中心ではありません。高精度、高能率加工等、お客様の本来のニーズに合った製品・技術のご提供に取り組んでおり、その加工精度、生産効率の高さを認めていただいております。例えば、マシニングセンターでは高剛性の特徴を生かした研削加工や大物の高能率加工の分野では高く評価されております。また、歯車加工機械はお客様と共に機械・加工技術の開発に取り組んだ結果、優れた加工精度と加工能率により国内でもトップシェアを占めています。その上で出来るだけお求めやすい価格でご提案できるようにコストダウンにも真正面から取り組んでいます。さらには、公開買付者のお客様からは、対象者が公開買付者グループ入りすることにより、幅広い製品及び加工技術の提供が可能となり、高いシナジーを期待されておられます。

以上の点を踏まえても、公開買付者は、対象者が公開買付者のグループ入りすることは、両社にとってシナジーがあり、お客様によりよい製品・サービスのご提供が可能になると考えております。

5　ニデックマシンツール、ニデックオーケーケー、PAMA S.p.A.、及び TAKISAWA の各社における、公開買付者による買収前後の年間売上額に占める公開買付者グループに対する売上額の割合を、それぞれご教示ください。なお、第３次質問状への貴社回答では「３月４日の面談時にご説明申し上げたとおりでございます」とご回答いただいておりますが、当該面談時にはご説明いただけておりませんので、今回は確実にご回答いただけますと幸いです。

（公開買付者の回答）

第２回面談において詳細にご説明申し上げましたとおり、公開買付者において、本提案の公表後、公開買付者が接触した対象者との共通のお客様から、対象者が主張されているようなネガティブな反応は特段聞いておりません。したがって、公開買付者は、本取引の実施を理由として、対象者製品から他社製品に乗り換える旨を予告してきた対象者のお客様を存じ上げておりませんが、断片的な情報により、誤った理解をされているお客様も相当程度いらっしゃるのではないかと推察しておりますので、もし仮にそうしたお客様が本当にいらっしゃる場合には、本取引後に対話を通じて真摯にご説明をすれば、本

取引についてご理解いただくことは十分可能であり、対象者が懸念されているような事態は生じないと考えております。

万が一、対象者の取引先のうち、実際に本取引を理由として対象者製品から他社製品に乗り換えようとするお客様がいらっしゃったとしても、本取引の実施後、公開買付者から当該企業を訪問し、取引の継続をお願いさせていただく所存です。過去の公開買付者のＭ＆Ａの事例等を踏まえても、公開買付者のグループ入りをしたことを理由として取引を中止する取引先様は非常に限定的であり、また、仮にそのような取引先様がいたとしても、Ｍ＆Ａによって、そのマイナスをはるかに上回るシナジーを実現してきたと考えております。

6　公開買付者の 2024 年３月期の有価証券報告書に記載の⑧機械事業本部セグメントを構成する、公開買付者本体の事業部、並びに公開買付者の子会社及び関連会社（国内企業であるか海外企業であるかを問いません。）と、各事業部、子会社又は関連会社の部門別の従業員数を、全て具体的にご教示ください。

（公開買付者の回答）

従前から申し上げているとおり、公開買付者においては、本質問に記載の情報を非公開情報・機密情報として公表しておりません。また、対象者からいただいた人事に関するご質問について、本来であれば開示しない情報についても、対象者が従業員の皆様にご説明する必要があるというご事情も推察し、第２回面談において開示できる範囲で最大限の情報は開示させていただきました。公開買付者が公表できない内容に関する質問を行い、公表を前提とした書簡において回答しないことを批判されることは、お控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

7　公開買付者は「浙江省模具行业协会」を「中国国内の金型業界で非常に重要な位置付け」と説明されていますが、その「位置付け」の詳細及び「非常に重要な位置付け」と判断された理由を具体的にご説明ください。

（公開買付者の回答）

公開買付者は、浙江省は中国でも金型業界が多く集まる地域であることから、重要であると考えております。中国の金型業界の一部が本取引に関して懸念を有していると一部メディアで報道されたことから、公開買付者は、浙江省模具行业协会との間で面談を行い、その結果、かかる懸念については既に払拭しております。

第７　当社の労働組合からの質問について

2025 年３月 31 日付け「当社労働組合によるニデック株式会社に対する質問状について」で公表いたしましたとおり、当社の労働組合（以下「当社労組」といいます。）は、公開買付者に対し、下記１から 11 の質

問を記載した当社労組作成の質問状（以下「当社労組質問状」といいます。）を送付しています。これに対し、公開買付者は、当社が 2025 年４月３日付け「当社労働組合によるニデックに対する『質問状』への回答受領のお知らせ」で公表いたしましたとおり、「ご質問やご懸念の点に関して、弊社経営幹部から貴組合に対して直接ご面談にてご説明申し上げる機会を頂きたい」としか回答されず、いずれの質問に対しても何ら具体的な回答をされていません。

当社労組質問状第１問にも記載のとおり、当社労組は、「会社が送付した初歩的な質問状にもご回答いただけていない中で、個別に面談することは、透明性が確保できない恐れがあり、従業員の理解を得られないと考えています」とのことであり、当社の従業員にとっても透明性が確保された書面での回答が望ましいとのことですので、当社労組質問状に記載の質問を改めて当社よりお尋ねさせていただきます。公開買付者が従前より強く標榜されている透明性を確保するため、いずれの質問に対しても書面で明確にご回答いただくようお願い申し上げます。仮にこれらの質問の全部又は一部につき書面ではご回答できないというのであれば、なぜ繰り返し透明性を強く標榜されているにも拘らず、（本提案が実現された後の PMI についても当然に強い関心をお持ちのはずの）貴社の株主の皆様及び当社の全てのステークホルダーの関心事でもあると解されるこれらの質問に書面ではご回答いただけないのか、その理由を具体的にご教示ください。

なお、以下の質問は、当社労組質問状から表現を調整しておりますが、実質的な内容には変更ありません。

（公開買付者の回答）

本質問は、2025 年４月４日の公開買付者の記者会見の場でも記者から質問がありましたが、まず、前提として、Ｍ＆Ａの実務では、対象会社に対する提案・交渉段階で対象会社の労働組合、従業員に対して当該提案の内容を伝達すると、インサイダー取引規制に抵触する行為を惹起する可能性があるため、情報管理の観点からそのような段階で提案の内容を伝達することはなく、対象会社の労働組合や従業員に買収提案が開示されるのは買収が決定し、公表がなされた後となります。もっとも、本件では提案段階から本提案を公表することで、対象者の重要なステークホルダーである従業員の皆様にも本提案の内容を知っていただく機会を提供しております。本回答書（３）や、公開買付者の 2025 年４月３日付「株式会社牧野フライス製作所（証券コード：6135）の労働組合からの質問状に対する回答に関するお知らせ」において記載しているとおり、対象者の労働組合（以下「対象者労組」といいます。）からのご質問やご懸念の点に関しては、公開買付者の経営幹部が対象者労組と直接お会いして、面談の場にてご説明申し上げる機会をいただきたい旨お願いしております。実際に、過去に公開買付者が買収した会社においては、買収直後に当該子会社の労働組合の皆様に、公開買付者の経営陣が直接お会いして、面談の場にてご説明をさせていただいておりますので、対象者労組に対しても、直接公開買付者の経営陣が誠実かつ真摯にご説明させていただきたいと考えております。

このような面談の機会をいただけず、かつ、対象者経営陣から公開買付者が説明した公開買付者グループ企業の雇用条件等に関して正しい情報が伝えられているのかどうかが明らかでない中で、非公開情報や機密情報に対してご質問され、公表を前提とした書簡において回答しないことを批判されることは不適切であると考えますし、また、そもそも対象者労組は対象者とは別組織であるところ、対象者は、対象者労組の主張を取り上げて対象者労組を代理して本書にて質問する立場にはないものと存じます。

上記のとおり、公開買付者は対象者労組と面談の機会をいただければ、対象者労組のご質問には誠実かつ真摯に回答させていただく方針ですが、非公開情報・機密情報を書面で回答することはできませんので、本質問第７に対する回答は控えさせていただきます。

１(1)　公開買付者は、当社労組の組合幹部との面談を希望されていますが、当社労組としては、当社が公開買付者に送付した初歩的な質問状への回答も得られていない中で、当社労組として個別に面談することは、透明性が確保できないおそれがあり、従業員の理解を得られないと考えているとのことです。

その上で、当社が 2025 年３月 11 日付けで公開買付者に送付した第３次質問状の３(1)と(2)でお尋ねしていた下記の質問は、基本的な労働条件の内容に関する質問でもありますので、具体的にご教示ください。

(i)　ニデックオーケーケーのウェブサイトの『企業概要』のページ上の『従業員数約 550 名（2024 年４月)』との記載は（OKK の従前の公表値と比較できる）連結単位での従業員数でしょうか。

また、①公開買付者の過去５年間の年間平均離職率、並びに、②ニデックマシンツール、ニデックオーケーケー、PAMA S.p.A.、及び TAKISAWA の公開買付者グループに(i)加入前５年間及び(ii)加入後５年間における従業員の年間平均離職率をご教示ください。なお、第３次質問状への貴社回答では「３月４日の面談でご説明申し上げました」とご回答いただいておりますが、当該面談時にはご説明いただけておりませんので、今回は確実にご回答いただけますと幸いです。

(ii)　ニデックマシンツール、ニデックオーケーケー、PAMA S.p.A.、及び TAKISAWA の各社において、公開買付者による買収後、①所定労働時間、②所定休日日数、③フレックスタイム制、④時間外、深夜、休日労働に関する各種割増率、⑤賞与の月数、⑥退職金及び確定拠出年金、⑦労働協約の継続に関して変更があった内容を、それぞれ具体的にご教示ください。

また、一部報道によれば、三菱重工工作機械株式会社（現・ニデックマシンツール）では、公開買付者による買収時点での社長が、買収後に降格されているとのことですが、かかる報道内容の真偽、及び、報道内容が真実である場合には、かかる降格は公開買付者のいかなる人事ポリシーがどのように適用された結果なのかにつき、ご教示ください。

(2)　公開買付者が当社を買収した場合の、①所定労働時間、②所定休日日数、③フレックスタイム制、④時間外、深夜、休日労働に関する各種割増率、⑤賞与の月数、⑥退職金及び確定拠出年金、⑦労働協約の継続の変更、或いは、従業員の配置転換に関するご想定をご教示ください。仮に、「原則として想定していない」とのご回答である場合、どのような事情があれば例外に該当するかについて具体的にご説明ください。また、従業員の雇用の保証について、公開買付者のお考えをご教示ください。

(3)　当社が 2025 年１月 28 日付けで公開買付者に送付した「質問状」の４(5)に記載されている「ニデックオーケーケーの従業員は、公開買付者グループに入った 2022 年以降に約 300 人減少している

こととなりますが、この理由を、具体的にご説明ください」という質問は、従業員の雇用や企業価値についての重大な関心事に関する質問です。この点に関し、当社労組によれば、公開買付者は、ニデックオーケーケーを買収する際、買収前の時点では本社事業所に資本を投下することを計画していたにも拘らず、買収後は、そのような計画を撤回し、一転して本社事業所を閉鎖し、本社事業所に勤務していた役職員に異動を迫ったのではないかとの懸念を有しているとのことですが、かかる異動に伴いニデックオーケーケーを退職した者の人数をご教示ください。

(4) 現在のニデックオーケーケー、TAKISAWA、ニデックマシンツールの①年間所定内労働時間、②時間外、休日出勤割増率、③通勤手当、家族手当、住宅手当などの諸手当支給状況、④時間単位有給取得可能日数、⑤女性の為の特別休暇の有無と支給率を、具体的な数値を示してご教示ください。

2 当社においても当然、企業活動における従業員の役割は大きいと考えています。また、当社労組は「当労組は本株式公開買付け（TOB）に対して強く反対する」旨の意見書を作成し、2025 年１月 16 日の全組合員投票で本意見書に対する賛否を問うたところ、賛同（本株式公開買付けに強く反対）が 92.1%、反対（本株式公開買付けに反対しない）が 7.9%（投票率 91.6%）の結果となったとのことです。なお、当社労組には、当社の管理職を除いた従業員の 90%超が加入しています。

以上のとおり、当社労組による調査に対して、回答者の 90%以上が、公開買付者による当社の買収に反対している中、公開買付者は、この結果を踏まえて、今後、どのように対応されるご予定か、具体的にご教示ください。

3 (1) ニデックオーケーケー、TAKISAWA、ニデックマシンツールの従業員が、公開買付者グループ加入後に社外への出向をしている事例の有無及び数をご教示ください。

(2) ニデックオーケーケー、TAKISAWA、ニデックマシンツールにおいて、工作機械事業に携わっていた従業員の、工作機械事業以外への出向・転籍は行われているか、行われている場合には具体的な出向先や人数をご教示ください。

4 (1) ニデックオーケーケー、TAKISAWA、ニデックマシンツールにおいて、公開買付者による買収後、どのような業務・部門が集約されたかご教示ください。たとえば、営業部門、購買部門、人事・総務部門、サービス部門などの状況を確認させていただければと存じます。

(2) ニデックオーケーケー、TAKISAWA、ニデックマシンツールにおいて、公開買付者グループへの加入後、従業員の勤務地の大規模な変更があったかをご教示ください。

5 ニデックオーケーケー、TAKISAWA、ニデックマシンツールの買収前後の労働組合の専従役員、執行委員、組合員の数の推移をご回答ください。

6 (1) ニデックオーケーケー、TAKISAWA、ニデックマシンツールにおける 2025 年の春闘の団体交渉の有

無をご回答ください。団体交渉があった場合には、その団体交渉の実施回数、労使の出席者、交渉結果を回答ください。

(2) 公開買付者グループへの加入後、当社の労使の団体交渉をどのように実施しようと考えているかご教示ください。

7 当社から公開買付者に対する質問状の中で、公開買付者本体で定めている人事制度、給与体系、福利厚生、退職金制度などについて質問されているにも拘らず、現時点までに、公開買付者から実質的な回答はなく、当社の従業員は大変不安に感じているとのことです。つきましては、公開買付者は、当社を公開買付者グループに編入した後も、当社が主体となって、公開買付者から独立して労働条件・賃金などの労使交渉を行うことを認める想定なのか、また、将来的には、公開買付者本体で定めた労働条件・賃金を当社に適用する想定なのかについてご教示ください。

8 ニデックオーケーケー、TAKISAWA、ニデックマシンツールにおいて、定例の労使協議（経営に関する意見交換、福利厚生、安全衛生など）は年に何回開催されているかご教示ください。また、労使の出席者や協議内容、合意された事項の内容についてもご教示ください。

9 公開買付者の永守代表は、2024 年１月 24 日の決算説明会において、「ハードワークで勝つまでやる。ワークライフバランスなんていっていると戦いに負ける」と発言されていますが、公開買付者グループにおいてワークライフバランスは重視されていないのでしょうか。育児や介護をしている社員の働き方に対して、どのようなサポートが行われているか、ご教示ください。また、育児や介護について労使で協議した内容や合意した事項があればご教示ください。

10 公開買付者においては、備品が従業員の持ち出しになっているという噂話がありますが、ニデックオーケーケー、TAKISAWA、ニデックマシンツールなど公開買付者グループ各社におけるそのような実態の有無をご教示ください。

11 公開買付者においては、創業者の理念が書かれた本を私費で購入するという噂話がありますが、ニデックオーケーケー、TAKISAWA、ニデックマシンツールなど公開買付者グループ各社におけるそのような実態の有無をご教示ください。

【勧誘規制】 本文書は、本公開買付けを一般に公表する目的で作成された発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本文書は、有価証券に係る購入申込みもしくは売却の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本文書（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】 本文書にはニデック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する記載が含まれている場合があります。こうした記載は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の進展により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する記載の現行化の義務を負うものではありません。 本文書の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本文書中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を順守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)又は第 14 条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本文書に含まれる全ての財務情報は米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者（株式会社牧野フライス製作所）は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠としてこれらの者に対して権利行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【その他の国】 国又は地域によっては、本文書の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。